

入 札 説 明 書

岩手県立遠野病院検体等搬送業務

岩手県立遠野病院総務課

入札説明書

この入札説明書は、岩手県遠野病院が発注する調達契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 検体等搬送業務 1式
- (2) 調達案件の仕様等 別紙「仕様書」による
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県立遠野病院
岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は県外に本社（本店）を有しているが県内に支店等を有している者であること。
- (3) 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 貨物運送事業の許可を有している者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、資格審査に必要な書類として、次の書類（以下「申請書等」という。）を令和6年3月5日（火）正午まで（受付時間は平日の9時から17時までの間）に14(3)の場所に提出しなければならない。
郵送による提出も認めるが期日必着とする。

- ア 入札参加資格審査申請書（別紙「様式第1号」） 1部
- イ 身分証明書（市区町村が発行する「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である証明」をいう。）の写し（発行後3か月以内のもの） 1部
- ウ 納税証明書（申請書等を提出する日の属する年の直前1年間に岩手県に納付した岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第3条に掲げる税目の納税証明書（広域地方振興局が発行する「様式第111号イ」をいう。）及び消費税の納税証明書（税務署が発行する「その3の3」をいう。）の写し（発行後3か月以内のもの） 各1部
- エ 貨物運送事業経営届出書（「運輸局受付印があるもの」をいう。）の写し 1部
- オ 誓約書（別紙「様式第2号」） 1部

- (2) 提出された申請書等は返却しない。
- (3) 提出された申請書等について、入札日の前日までの間において岩手県立遠野病院長から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 提出された申請書等の審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。
なお、審査結果は令和6年3月7日（木）までにFAXにより通知する。
- (5) 入札参加者は、本説明書（仕様書を含む。）（以下「説明書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。

4 質問書の受付及び回答方法について

本件入札に対して質問がある場合は、書面（任意様式。FAXによる提出可）により令和6年3月1日（金）正午までに、14(3)の場所に提出しなければならない。

なお、回答は、質問者及び入札参加者に対し令和6年3月4日（月）までにFAXにより回答する。

5 入札の方法等

- (1) 片道1回当たりの単価入札とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (3) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。
また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

- (4) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

6 入札及び開札の日時及び場所等

令和6年3月15日(金) 11時00分 岩手県立遠野病院会議室

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の役職、氏名及び印）
- (4) あて名（「岩手県立遠野病院長」とする。）
- (5) 入札金額
- (6) 入札件名
- (7) 代理人が入札する場合にあっては、代理人氏名

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札金額の100分の110に相当する額の100分の3以上の額を入札前に納付すること。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部を免除する。
- (2) 入札保証金は、契約の相手方が契約を締結しないときは、岩手県立遠野病院に帰属する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札の参加資格のない者が提出した入札
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札

- (3) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札
- (4) 記名押印のない入札
- (5) 入札金額を訂正したときの訂正印のない入札
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札
- (8) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札
- (9) 委任状を提出しないで代理人が提出した入札
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札

10 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、医療局財務規程第190条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。この場合、入札保証金は還付しない。

11 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 最初の入札において無効の入札をした者は、再度入札に参加することが出来ない。

12 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者との契約を締結しないこと。

- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

13 契約に関する事項

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5以上の額を契約締結前に納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - イ 契約金額（税込）に予定数量を乗じて得た金額が100万円以下となるとき。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは、岩手県立遠野病院に帰属する。
- (4) 契約書の条項は、別添「契約書」による。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 別添で示している委任状様式及び入札書様式は参考のため示しているものであり、内容が具備してあれば、他の様式でも認めるものとする。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
郵便番号 028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩 14 地割 74
岩手県立遠野病院総務課 電話番号 0198-62-2222
- (4) 令和6年岩手県立病院等事業会計当初予算が成立しない場合、契約手続の中断、停止等を行うことがある。